

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営理念の下、企業価値の最大化に向けて、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことを目指します。そして、その実現には、公的使命を担う企業として、公正で透明性の高い経営活動を展開し、国際社会から信頼されることが重要であり、以下の5点を基本方針に掲げコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

- (1)株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダー（消費者、従業員、取引先、地域社会、行政機関等）と、社会良識を持った誠実な協働に努めます。
- (3)法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
- (4)透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<原則1-4>

当社の政策保有株式として株式保有する際の基本方針は、投資対象会社との情報共有等を通じて当社の主力事業である水産物卸売事業におけるシナジー効果を期待するとともに、株式保有企業との安定的かつ長期的な関係の強化や営業の強化および拡充を目的としています。

また、投資後においても担当取締役が、当社の財務状況やシナジー効果が想定通り発揮されているかどうか、及び投資のリスク等の点を踏まえて投資を継続するかどうかについての判断の材料となる情報を必要に応じて取締役会に報告しております。

同株式にかかる議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。また、具体的な検証方法につきましては今後の検討課題であると認識しております。当社では、中長期的な視点で当社グループの企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを総合的に判断し議決権の行使を行っています。

<補充原則1-2>

当社は、現在、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を実施しておりませんが、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえ、実施を検討してまいります。

<原則2-6>

当社は、年金制度として「確定給付型企業年金」を導入しております。「確定給付型企業年金」については、「年金規約」を定め、「積立金運用に関する基本方針および運用方針」に従って、最適な資産構成割合を定めて運用しております。中長期的安定的な年金運営を主眼に最適な運用受託機関を選任し、運用状況や今後の運用方針等の報告を求め、今後の方針や運用の適正を図っております。企業年金の受益者と会社との間での利益相反については、当社は運用受託機関に対し個別の投資先選定や議決権行使を一任しているため生じておりません。

当社は、受益者への年金給付を将来に亘り確実に行う為、リスクを勘案しつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に運用しており、運用機関から意見を聴取したうえで、長期的観点から政策的資産構成割合を策定していきます。

当社は、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて策定済みの政策的資産構成割合を見直していきます。また、運用機関に対しては、運用実績などの定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等定性評価を加えた総合的な調査を行い、当社総務部門が運用状況を確認し、運用機関に助言・提起する体制としています。

<原則3-1() ()>

経営陣幹部の選解任に当たっては、客観性及び透明性を高めるために、取締役会により総合的に判断したうえで選解任の手続を検討してまいります。

<原則4-1>

当社では、現時点では、最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、中長期的な企業価値向上に向けた次世代幹部の戦略的育成計画の策定を検討してまいります。

<補充原則4-2>

取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成されており、月額報酬は役位による固定額とし、賞与については成果インセンティブとして年度における業績、職務執行の状況及び貢献度等を考慮して支給しております。なお、中長期的な業績と連動する報酬体系については、指名報酬委員会及び取締役会で今後検討してまいります。

<原則4-3>

取締役会・監査役会は社外役員5名を含む計14名で構成されており、CEOの指名を取締役に上程するにあたっては、社外取締役、社外監査役と事前協議の場を設け、意見を得ることにいたします。

<原則4-3>

取締役会は、CEOを解任するための具体的な手続を確立しておりませんが、社外取締役の増員等により、CEOの解任手続を含め、ガバナンス

強化に努めております。今後は、客観性・適時性・透明性をより高められる手続の確立を目指し検討してまいります。

<原則4-8>

当社の取締役は10名中1名が独立社外取締役であります。社外取締役の増員等により、取締役会・監査役会は社外役員5名を含む計14名で構成されており、ガバナンス強化に努めております。今後は、2名以上の独立社外取締役の体制を目指し検討してまいります。

<原則4-11>

当社取締役会の構成メンバーについては、ジェンダーや国際性の面における多様性という点では今後の検討課題であると認識しております。一方で、当社取締役は、財務、経理、卸売、流通をはじめ経済界や水産業界に精通しており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たするための多様性と適正規模を兼ね備えております。

<原則5-2>

当社は2018年10月11日に豊洲市場への移転から2年弱経過し、2020年6月に改正市場法が施行されました。今後、市場流通を含む経営環境の変化を見極めたうえで設備投資等を含めた経営戦略等を策定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1-7>

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競合取引及び利益相反取引は、取締役会及び経営会議にて報告・協議を行っております。また、取引条件および取引方針の決定等については、その取引内容について、各承認を当社の決裁基準に基づいて受ける手続きとなっております。

<原則3-1>

1. 当社が水産物卸売業を営むに当たりその目指すところはホームページに掲載しております。また、経営計画に関しては、目標とする経営指標を作成し、各年度初頭に年間収支計画を策定し、取締役会にて決議を行っております。
2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。
3. 取締役、監査役の報酬等については、その決定の基準や方針を社内の規程等で定めてはおりませんが、取締役、監査役それぞれの報酬総額の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢、グループ会社内の報酬水準等を考慮して、取締役は取締役会の決議で、監査役は監査役会の協議により、決定しております。報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については指名報酬委員会でも今後検討してまいります。
4. 取締役、監査役候補の指名にあたっての方針や手続きは、代表取締役の協議により、(1)取締役候補の選定については、水産物卸売事業および水産業・水産物流通業界全体の更なる発展に貢献が期待でき、当社の経営指標、経営戦略に対して社会的に確かな判断ができる能力がある (2) 監査役候補の選定については、当社の事業を理解し、取締役の職務を執行・監査し、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努める——等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。なお、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
5. 取締役候補者、監査役候補者および社外取締役候補者、社外監査役候補者の選任については株主総会招集通知、有価証券報告書にて個人別の経歴を記載しております。

<原則4-1 >

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、経営上重要な事項等(株主総会付議事項、予算及び決算、重要な事業計画等)について決定しており、代表取締役は、取締役会が決定した方針・計画等に基づき、業務を執行しております。

<原則4-9>

当社は東京証券取引所が定める基準をもとに取締役会で独立社外取締役の候補者の選定に当たることとしています。また、当社独自の独立性判断基準を策定することも今後検討してまいります。

<補充原則4-11 >

当社の取締役は、財務、経理、卸売、流通等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成しています。

<補充原則4-11 >

当社の取締役および監査役の他の上場会社の役員との兼務については、その内容を毎年、定時株主総会の事業報告とその附属明細書で開示しております。

<補充原則4-11 >

当社は代表取締役が必要に応じて各取締役に対して取締役会の全体の実効性について、分析および評価を行っており、その際に各取締役の自己評価などについてもヒアリングを実施しております。評価の概要の開示については今後の検討事項としてまいります。

<補充原則4-14 >

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、役員だけでなく社員に対しても、業務遂行の必要性や職責を適切に果たすために必要な知識の習得や自己研さんのために様々な研修機会を提供しております。これは、業務遂行上必要な知識の習得のため、また卸売業界を取り巻く環境の変化に即した知識や情報を得ることで、当社の業容の拡大、発展に寄与できることを目的としております。

<補充原則5-1>

当社は持続的な成長と企業価値の向上を株主の皆様との建設的な対話を通じて促進するため、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し株主の皆様の理解が得られるよう努めております。

- (1) 株主との対話は執行役員総務部長が統括する総務部門が担当し決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて積極的な対応心がけております。
- (2) 対話を補助する社内の関連部門は建設的な対話の実現に向け開示資料の作成などに必要な情報を共有するため連携を取っております。
- (3) 個別面談以外の対話の手段として、ホームページにおいてIRに関する情報を掲載し、一般の株主が情報を収集し、質問しやすい環境を作ります。
- (4) インサイダー情報については、「内部情報管理規程」に従い情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本水産株式会社	479,600	11.11
株式会社足利本店	296,395	6.87
株式会社極洋	214,123	4.96
株式会社三菱UFJ銀行	198,900	4.61
株式会社みずほ銀行	198,800	4.61
伊藤 裕 康	85,634	1.98
東洋水産株式会社	81,000	1.88
三井住友信託銀行株式会社	64,300	1.49
株式会社ニチレイフレッシュ	59,787	1.39
高根 キミ	47,384	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

水産物卸売業においては、世界的な水産資源の減少と資源保全のための漁獲規制の強化に加え、健康志向の高まりを背景とした国際的な水産物の需要増により、集荷販売に苦心して対応しております。また、国内では産地直送やネット通販等の増加により水産物の市場外流通が増加しており、市場外卸売業との販売競争が激しさを増しております。さらに、高齢化に加え近年は単身生活者の増加により消費構造が急速に変化し、当社としてもこうした動向を的確に捉え対応する必要に迫られております。

このような状況下で、当社グループはグループ各社が持つそれぞれの機能を融合し相互に協働する仕組みを構築して、市場内外における水産物流通機能を強固なものとし、激しい競争に勝ち残り続ける企業となることを目指しております。

当社と上場子会社は、経営方針、経営戦略を共有しつつ、上場子会社は、株主共同の利益のため、自主的な経営判断で、企業価値を向上するよう事業を運営しています。また、上場子会社では、独立役員が業務執行役員を監督し、一般株主と利益相反がないよう取締役会の独立性を確保しています。

上場子会社を含む子会社には、当社基本理念や行動指針を展開し、経営理念を共有、併せて人的交流、情報交換や、各社の経営上の重要事項については、定期的に行われるグループ会議等により、企業集団のガバナンス体制の実効性を確保しています。

上述のガバナンス体制を前提として、当社における上場子会社の保有意義としては、上場会社としての知名度、信用力による取引先の拡大・優秀な人材の確保、証券市場からの資金調達による当社資金負担の軽減があげられます。

当社は、上場子会社として株式会社ハウスイ(東証第1部)を有しています。同社は冷蔵倉庫事業を主力事業としており、その冷凍・冷蔵保管スペースを活用し、グループ各社との連携による集荷、保管、加工、配送のトータル物流サービスの一翼を担っております。同社は社外役員を3名選任しており、一般株主との利益相反がないよう独立性を確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
的埜明世	他の会社の出身者							○	○			
今村忠如	他の会社の出身者											
足利健一郎	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
的埜明世		的埜明世氏は、当社の主要株主である日本水産株式会社の代表取締役社長であり、当社は日本水産株式会社との間に営業上の取引があります。	経済界や水産業界の全体的視点等から経営上のアドバイスをいただくとともに経営状況を監督いただくためであります。
今村忠如	○	———	経済界や水産業界の全体的視点等から経営上のアドバイスをいただくとともに経営状況を監督いただくためであります。
足利健一郎		足利健一郎氏は株式会社足利本店の取締役会長であり、当社は株式会社足利本店との間に営業上の取引があります。	経済界や水産業界の全体的視点等から経営上のアドバイスをいただくとともに経営状況を監督いただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	3	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	3	3	0	0	社外取 締役

補足説明

当社は、役員人事・報酬の透明化などガバナンス強化として取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は社外取締役3名(的埜明世、今村忠如、足利健一郎)、代表取締役2名(代表取締役会長 伊藤裕康、代表取締役社長 伊藤晴彦)、取締役副社長(三田 薫)の6名で構成され、社外取締役 今村忠如が委員長を務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、必要に応じ随時、意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
服部 篤	他の会社の出身者										○			
澤野敬一	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部 篤		社外監査役である服部 篤氏は株式会社極洋の東京支社長であり、当社は株式会社極洋との間に営業上の取引があります。	社外監査役である服部 篤氏は当社の取引先である株式会社極洋の東京支社長であり、水産業界における豊富な経験と見識からの確な助言と監査をしていただくため、社外監査役として選任しております。
澤野敬一	○	——	社外監査役である澤野敬一氏は水産関係の研究者としての知識と経験をもって、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役に対する評価を適切に実施しているため、特段のインセンティブ制度は設けておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフは置いておりませんが、当社総務部、経理部スタッフが協力する体制となっております。また、取締役会資料は事前に配布し、必要場合は事前説明しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
大滝義彦	相談役	当社からの要請に応じて助言する	非常勤、報酬あり	2019/06/27	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状の体制】

・当社は監査役会設置会社であります。

・当社取締役会は、取締役10名(代表取締役会長 伊藤裕康、代表取締役社長 伊藤晴彦、三田 薫、松本孝志、島脇義知、大須賀幸夫、福元勝志、社外取締役 的埜明世、社外取締役 今村忠如、社外取締役 足利健一郎)、監査役4名(常勤監査役 鎌倉照敏、海老原英二、社外監査役 澤野敬一、社外監査役 服部 篤)で構成され原則として毎月1回開催されております。取締役会では経営上の意思決定を行うとともに、執行役員制度を導入して取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・活性化及び経営責任の明確化を図っております。

2019年度の取締役会は、全14回開催されていて、出席率は全体で96%です。主な検討事項は、決算・人事などの定例議題に加え、各グループ会社の毎月の業績・進捗状況・各会社のガバナンスの状況について管理・監督が行われています。

・当社では、毎月1回、課長補佐以上による「営業会議」を開催し、営業方針・営業報告・最新営業情報等を社内全体に周知させており、また、与信管理の一環として、毎月2回、「売掛金会議」を開催し、与信情報やその対策について必要な対応をとっております。なお、所定額以上の前渡金・貸付金等は「取締役会」の承認または報告事項となっております。

・監査役監査の状況

監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名(社外監査役2名を含む)は、監査役会が定めた監査の方針および実施計画に従って監査活動を実施しております。監査役は、監査役会を原則として毎月1回、定例日に開催し、監査事項についての意見交換等を行っております。また、各監査役は取締役会への出席はもちろんのこと、常勤監査役は重要な社内会議へも出席し、それぞれ必要に応じ各種業務資料・経営会議録・稟議書等を確認し、さらに会計監査人とは情報交換を随時行い、また、独自に調査を行うなどして監査業務の責務を果たしております。なお、専従スタッフは設置していませんが、必要に応じ当社総務部・経理部スタッフが連携し協力する体制となっております。

監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

常勤監査役 松山 次郎 全13回中13回

監査役 鎌倉 照敏 全13回中13回

社外監査役 松行 健一 全13回中10回

社外監査役 澤野 敬一 全10回中9回(2019年6月就任以降)

監査役会における主な検討事項は、監査の方針および監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性等です。また、監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、子会社の取締役等および監査役との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っています。

・当社における内部監査機関として取締役社長に直属する「業務監査室」があり、専従者2名がこれに従事しております。内部統制関係業務を中心にコンプライアンスや業務適正性に関する内部監査を定期的実施しております。また、内部監査を補完する制度として、内部通報制度があります。

・会計監査の状況については次のとおりです。

監査法人の名称 監査法人和宏事務所

継続監査期間 1981年以降40年間

業務を執行した公認会計士 大嶋 豊、鹿倉 良洋

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社及び当社グループでは、企業価値の増大と公正で透明性の高い経営を実現させ、安定的かつ長期的成長を目指すため、意思決定の迅速化・活性化、経営と執行の責任の明確化及びグループとして一貫性のある経営施策や変化する経営環境への対処を目的として、当社に最適な企業統治体制として上記体制を採用しております。なお、現体制を基礎として、継続的にガバナンス体制の向上を図ってまいれる所存であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的には開催しておりませんが、ご要望があれば随時個別面談方式で、担当取締役から説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、財務情報として決算情報を掲載しております。	
その他	業界紙等向け決算説明会の定期的開催及び公表事実の情報提供をいたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ゴミ処理等環境保全活動に携わっております。また、地域社会との交流にも努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は経営目標を達成するため内部統制システムは経営上重要課題の一つと認識しております。これをもって、業務の適正を確保し、法令・定款に適合した体制を整備することは、当社の企業価値を高め社会的責任を果たすための基本と考えております。当社では内部統制システム構築の基本方針を取締役会で決議すると同時に絶えざる見直しによってこれに取り組んでまいる所存であります。

(1)決議の内容の概要

1. 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は取締役会および経営会議において、各部門担当取締役及び執行役員から職務の執行状況について随時報告を求め、コンプライアンス状況をモニタリングする。

当社は代表取締役社長に直属する部署として業務監査室を設置し、取締役、執行役員及び使用人の企業活動に係るコンプライアンス状況を把握するものとする。また、業務監査室は監査役会及び監査法人と必要な意見・情報交換を随時行うとともに、内部通報制度を構築し適正な運用を実施する。

当社は財務報告の適正性を確保するため、関連する社内規程等を整え、財務報告の適正性を確保する方策を策定してこれを継続的に管理・運用することにより、金融商品取引法と関連法令等に基づく内部統制システムを構築する。

コンプライアンス上の問題が発生した場合、社外有識者を加えたコンプライアンス委員会に諮って意見を伺い、あるいは弁護士等の専門家の助言を受けるなどして適切な対応と再発防止策を速やかに実施する。

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係しないことを企業倫理として掲げるとともに、反社会的勢力による被害を防止するため対応部署と責任者を定めて一元的管理を行い、所轄警察署等と緊密な連携のもと毅然とした態度で対処する。

2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行に係る情報は、関係法令や社内規程に則り適切に保存・管理するとともに、所管部門においては、容易に検索・閲覧ができる状態を整備するものとする。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社では、各部門を担当する取締役及び執行役員により、各担当部門において内在しかつ想定されるリスクを分析し管理することを随時実施する。これを経営会議に諮り、全社的にリスク対応のできる体制を整備するとともに、緊急事態発生時については、経営会議主導による迅速な対応策を実行できる体制とする。また、リスクの未然防止のために、随時、社内教育にも力を注ぐこととする。

業務監査室は各部門の事業監査を通じてリスク管理体制の状況を経営会議に報告することとする。

4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役会は年度計画を策定し、代表取締役は目標達成に向けてこれを遂行する。その目標を適切に遂行できるよう、毎月1回開催する営業会議等において全社的浸透を図る。

職務遂行が適正かつ効率的になされるよう社内決裁基準に則って、社内各責任者に権限が委譲されるものとする。

経営会議では取締役及び執行役員の職務執行の進捗状況について随時報告がなされるものとし、その他経営上の諸問題等について迅速な対応がとれるよう原則として毎月2回開催する。

5. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号)

イ. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

ニ. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)

グループ各社はコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的業務体制、文書保存体制等についてそれぞれ社内体制を確立するよう努力するとともに、これらの体制の実施状況は当社代表取締役へ随時報告がなされ、必要に応じ適切な指導と支援がなされるものとする。

グループ各社において不適切な取引その他コンプライアンス上重大な問題が発生するおそれが生じた場合や会社の財産に著しい損害を及ぼすおそれが生じた場合は、当社グループの役職員が当社代表取締役又は業務監査室に直接に通報できる体制を整える。

グループ全体の経営を統括し適切に管理するため、グループ各社幹部が出席するグループ会議又はグループ各社代表者が出席するグループ社長会を原則として毎月1回開催し、それぞれ職務執行状況の報告や重要な経営施策の検討を行う。

6. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役設置会社の監査役の第1号の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かないものの、監査役会の求めに応じて総務部、経理部の各スタッフがサポートする。

業務監査室は、監査役会との協議に基づき監査役会の要請する監査を実施しその結果を監査役会に報告できる体制とする。

監査役の職務を一定期間、常時補助することとなった使用人は、監査役会の指揮命令下で行動する。また、当該使用人の人事考課につき、監査役補助業務に従事した期間分については監査役会が意見を述べるができるようにする。

7. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)

ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ)

当社グループの役職員は、当社の各監査役及び監査役会の求めに応じて職務の執行状況を遅滞なく報告し又は必要な資料等を提出しなければならないものとする。

当社グループの役職員は職務の執行に際し、法令・定款・社内規程に違反する事項その他コンプライアンス上重大な事項又は会社の財産に著し

い損失を及ぼすおそれが発生した場合は、直ちに当社の各監査役又は監査役会に直接報告することができる体制を整備する。

当社業務監査室は定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理との現状を当社の監査役又は監査役会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、定期的に当社グループの役職員からの内部通報の状況について当社の各監査役又は監査役会に報告する。ハ. 監査役へ前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は当社の監査役へ当該報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

ニ. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役会からの監査基準・計画は取締役、執行役員全員に回覧し監査の実施に協力する体制をとる。

監査役会はその求めによって代表取締役との意見交換の場を持つことができる。

監査役会と業務監査室とは監査の意見・情報交換を随時行う。

監査役会と業務監査室と監査法人とは必要により連携して監査業務を遂行する。

監査役会の監査業務につき独自に弁護士等の専門家の助言を受ける機会を保障する。

社内重要会議議事録や稟議書その他監査役会が必要とする文書については監査役会に遅滞なく回覧される体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係しないことを企業倫理として掲げるとともに、反社会的勢力による被害を防止するため対応部署と責任者を定めて一元的管理を行い、所轄警察署等と緊密な連携のもと毅然とした態度で対処する。

上記は、当社の内部統制システムに明記されております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程等で定める適時開示の規則に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する（以下「重要事実」という）を適時・適切な開示に努めております。

当社は上記の会社情報の適時開示に以下のように対応しております。

1. 当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止するとともに会社情報の適切な管理を目的とした「内部情報管理規程」を定めております。
2. 適時開示すべき重要事実が発生したときは、所管部門長がこれを確認し、内部情報として他に洩れないよう必要な措置を講じるとともに、情報取扱責任者及び総務部門長へ通知しております。適時開示すべき重要事実に該当するかどうか疑義が生じた場合は、情報取扱責任者及び総務部門長に照会しております。
3. 適時開示すべき情報の公表時期は、重要事実の決定又は発生後適時行うものとし、情報取扱責任者、総務部門長及び所管部門長による協議を経た後、取締役社長がこれを決定しております。情報の公表は、金融商品取引法、関係政省令及び東京証券取引所の定める規則に従い、情報取扱責任者が適切に行うものとしております。

